



交通安全かわら版

令和6年5月
神戸西警察署

自転車・バイクの交通事故防止

交通ルールとマナーを守り、事故に遭わない、事故を起こさないようにしましょう。

自転車を利用される方へ

**頭部保護のため安全が確認されたマーク※
表示があるヘルメットをかぶりましょう！**

※ SG (交通安全協会) マーク、IF (日本自転車競技連盟) マークなど

ヘルメット着用は全ての自転車利用者の努力義務です！

【自転車安全利用五則】

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

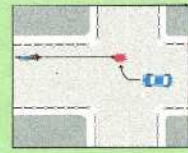


※政令で定める信号無視等の危険行為 (15次型) を、3年以内に2回以上繰り返した場合、自転車運転者講習の受講対象者となります

バイクを利用される方へ

神戸市西区では、令和4年から今年3月末までの2年3か月の間に10人の方が交通事故により亡くなっており、そのうち半数以上の6人の方がバイクを運転されていました。

- **安全な速度で運転**
特にカーブや交差点では速度の出し過ぎに注意！
- **交差点では対向車に注意**
 - ・ 直進する際は、対向の右折車両やUターンしようとする車両に注意しましょう
 - ・ 右折する際は、直進車両が通過するのを待ちましょう
- **ヘルメットを正しく着用**
- 万が一に備えて**プロテクター**を装着しましょう



歩行者用道路や歩道は、規制上、自転車を通れる場合でも歩行者が優先！ぶつかると重大な事故になる可能性があるよ！



✕ 自転車の関係する人身事故が発生した場所 (令和3年~令和5年)

▲ バイクの関係する人身事故が発生した場所 (令和3年~令和5年)

■ (歩行者用道路 (自転車を除く)) です。バイクは走行できません。